

# 学校施設の利用に際しての注意事項

令和3年1月

感染症防止のため、以下の遵守事項・留意点を必ずご確認の上、学校施設をご利用ください。

## 《利用者の遵守事項》

### 利用前

- 以下的事項に該当する場合は、自主的に利用を見合させてください。
  - 体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
  - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接觸がある場合
- 団体(個人)の責任者は、利用者の体調の把握に努めるとともに、利用当日の参加者の名簿を作成し施設管理員へ提示してください。その後、各団体で1ヶ月間保管してください。

### 利用中

- 屋内施設を利用する際は、2方向の窓や出入口を同時に開けるなどして、換気をしてください。窓、入口を常時開放することができない場合には、30 分に 1 回 5 分程度の休憩をとり、その時間は換気をしてください。換気をする際は、周囲への騒音に十分配慮してください。

### 利用後

- 屋内施設の利用後は、床のモップかけ(乾拭き)をしてください。
- 利用した用具・備品(清掃用具含む)、利用者が触れた部分(特にドアノブや照明スイッチ等)は消毒液や除菌シートを用いて拭き取る等して消毒してください。  
※消毒液等は各団体(個人)でご用意ください。また、消毒を含めた清掃は、使用承認時間内に行うようにしてください。

### その他

- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施してください。特に施設の利用前と後は、必ず手洗い、手指消毒をしてください。※アルコール等の消毒液は各団体(個人)でご用意ください。
- マスクを持参し、受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際には、マスクを着用してください。
- 施設管理員や他の利用者との距離(できるだけ2m以上)を確保してください。(障害者の誘導や介助を行う場合を除く)
- 利用終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに庶務課施設係へ、濃厚接觸者の有無等について報告するとともに、参加者名簿を提出してください。
- 感染防止のために学校が決めた事項を必ず守ってください。

## ≪運動・スポーツを行う際の留意点≫

- 十分な距離を確保してください。
  - ・運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間(ミーティングや休憩)も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離(できるだけ2m以上)を空けてください。(介助者や誘導者の必要な場合を除く)
  - ・強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けてください。
- 走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人への影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取りしてください。
- 運動・スポーツ中に、唾や痰をはかないでください。
- 大きな声での会話、応援等をしないでください。
- タオルの共用はしないでください。

このほかにも、最大限の感染防止対策にご協力ください。

墨田区教育委員会事務局庶務課施設係  
Tel 03-5608-6313